

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報について、別紙1のとおり開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成18年10月19日、「平成12年度、鑑識課、鉄道警察隊及び生活保安課の犯罪捜査報償費の支出に関する一切の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、平成12年度の刑事部鑑識課、生活安全部鉄道警察隊及び生活保安課の犯罪捜査協力報償費（以下「捜査報償費」という。）の支出に係る次の文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

a．支出負担行為兼支出命令決議書（債権者内訳書を含む。）、b．精算通知票、c．返納決議書（債権者内訳書を含む。）、d．納入（返納）通知書兼領収書、e．施行伺（別紙を含む。）、f．犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書、g．現金出納簿、h．資金前渡職員普通預金通帳、i．月分捜査費総括表、j．捜査費支出伺、k．支払精算書、l．領収書（奥書証明書及び支払報告書を含む。）

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、一部を除いて開示するとする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年11月22日、一部を開示しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

イ 条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、捜査協力者等の住所・氏名等、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている。

ロ 条例第8条第2項本文該当

本件行政文書には、条例第8条第2項本文の規定に該当する公表されていない警察職員の氏名・印影、資金前渡職員預金口座番号（お客様番号を含む。）が記録されており、これら情報を開示することにより犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。

ハ 条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号該当

本件行政文書には、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する犯罪捜査に従事する警察職員の氏名・印影、捜査協力者等の住所・氏

名等を特定する情報及び捜査活動の内容に関する情報等が記録されており，これら情報を開示することにより犯罪の予防，捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

- 3 審査請求人は，平成19年1月17日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により，本件処分を不服として，実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は，本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が，審査請求書，意見書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で主張している審査請求の理由を総合すると，おおむね次のとおりである。

（1）宮城県警における捜査報償費の不正支出について

イ 宮城県警における捜査報償費について，現実には，「捜査協力者に対する謝礼や，接触・連絡等に伴う飲食費，通信費等に支出される」という実態がないにも関わらず支出されている。捜査協力者が作成したとされている領収書等は警察職員が電話帳等から無作為抽出するなどして第三者名義で作成された偽造文書である。警察職員が作成名義人となっている現金出納簿や残高証明書，支払精算書等については，真正に作成された文書ではあるが内容が虚偽の文書であり，いわゆる無形偽造の文書である。

ロ 宮城県警の鑑識課，鉄道警察隊においては，仙台地裁平成17年6月21日付け判決において，「報償費の支払の相当部分が実体がなかったものと推認する余地がある」と認定されているものである。

ハ 宮城県警における捜査報償費の不正支出に関しては，現在，仙台地裁に2件の情報公開訴訟が係属しているところ，既に結審した平成17年（行ウ）第18号非開示処分取消請求事件の証拠調べ手続において，浅野史郎前宮城県知事が証人として法廷において下記のような証言をし，宮城県警における捜査報償費が不正支出されている事実がさらに強く疑われる結果となった。

（イ）平成12年度の捜査報償費の執行に不適正の疑いを持ったのは，捜査員の話を知りたいと言ったら拒否されたことがきっかけであった。

（ロ）平成11年度の捜査報償費の会計文書を3時間程度見ることができたが，協力者の氏名と印影が違うもの，捜査報償費を渡した場所が全て仙台市内の公園という課，あるいは執行額が判で押したように毎回2万円という課もあった。

（ハ）宮城県警の幹部を務めた人と2回，その人の自宅で会った。その人の話では「平

成12年度の捜査報償費の98%～99%は架空である」、「協力者とは会っても年に1回」、「協力者と路上、喫茶店、駐車場等で会うことはあり得ない。会うなら県警の管理する密室内である。」ということであった。

- (二) その人からA4判1枚の平成12年度のある課の捜査報償費の執行状況が記載された一覧表をもらい、写しをとった。この表に記載されていることはすべて架空であると説明された。
- (ホ) 上記(二)の一覧表に基づいて調査をしたことがある。電話帳に記載されていない名前が半分以上であったが、何件かは載っている名前があり、電話して確認したところ、捜査報償費をもらったことはないということであった。また、もらったという時点で死亡している協力者もいた。
- (ヘ) 元北海道警の釧路方面本部長と5～6回面談し、「警察には情報に対してお金を払うという文化はない」との話をされ、それは北海道だけのものではないだろうと思った。

二 宮城県警の鑑識課、鉄道警察隊及び生活保安課の平成12年度の捜査報償費の支出に関しては、随時監査が実施され、その調査結果が一部非公開ではあるが公開されている。その中で県警本部会計課長、鉄道警察隊の隊長及び鑑識課の捜査員からの聴取記録が記載されているが、会計課長の説明と、鉄道警察隊及び鑑識課からの説明内容とは明らかに矛盾し、また生活保安課では課長が聴取を拒否したことがうかがわれ、次長以下5名の聴取記録からは不合理な説明が目立つなど、随時監査における調査結果においては、適正に支出されているとは到底信じがたい。

(2) 条例第8条第1項第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書の支払精算書及び領収書に記載された捜査協力者の住所、氏名及び印影は、警察職員によって、電話帳などから無作為かつ無断に使用した第三者や、全く架空の住所や氏名を使用し、偽造して作成されたものであり、全く実体のないものであることから、2号には該当しない。

そもそも、本件行政文書が真正であることは、非開示事由の有無を論じる際の前提であり、本件行政文書が偽造されたものであれば非開示事由の有無を検討するまでもなく非開示事由該当性は否定されるべきものである。

(3) 条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号該当性について

イ 非開示事由に関する厳格な解釈態度からすれば、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号にいう、「公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報」とは、「おそれ」が主観的・抽象的に認められるだけでは不十分であり、「おそれ」が客観的・具体的に認められることが必要であるというべきである。

ロ 実施機関は、「警察業務の特殊性に照らしてみれば、警察職員の氏名等を公開す

ることによって、警察組織を敵視し、警察活動を妨害しようとする人物や団体等が、警察職員やその家族に危害を加え、又は懐柔工作を行うなどして同職員が委縮動揺し、警察業務の停滞につながるおそれは否定できない。」「また、警察活動を実地で行う者は、主に、警部補（同相当職）以下の警察職員であり、これら警察職員の活動内容を把握することは、警察の動きを把握することと同様の効果があり、その結果、犯罪組織等が具体的な警察活動を妨害する行動に出るなどして、本来の警察活動が阻害されるおそれがある。」などと主張する。

しかしながら、警察職員のうち、警部（同相当職）以上は宮城県職員録又は新聞の人事異動記事により氏名が公表されている。それ以外の警察職員についても、当該所属部署に赴けば名札を付けて一般市民と対応し、あるいは所属及び氏名を名乗って職務を遂行しているのであるから、それらから警察職員の氏名や所属は容易に判明するのである。

警部（同相当職）以上の警察職員について、職員録や新聞の人事異動記事において氏名が公表されているところであるが、実施機関が主張するような「襲撃、工作等」は生じていないはずである。そして警部以上の警察職員と、それ以外の職員とを区別する合理的な理由はないはずであり、むしろ、実施機関が主張するような「襲撃、工作等」が存在するのであれば、警部以上の方がそのようなおそれは高いとも考えられるが、実際には生じていない。

実施機関は、全国的に警察官あるいは警察施設が襲撃された事例等を指摘するが、多発しているものはないし、警察がいかにも常に反発や抵抗にさらされているかのように強調するのは、誇張である。

八 実施機関は、「預金残高及び入出金状況を割り出し、不正引き出しや不正入金を行うことは技術的に可能であり、また、預金残高の調査等を売り物にしている調査会社、探偵社が数多く存在することは現実であり、IT技術の進展やネット社会の発展等を考慮すれば、その確度やニーズを高めている」、「警察業務の性質に照らしてみれば、預金口座情報を公開することにより、警察組織や警察職員を敵視し、警察活動を妨害することを企てる人物や団体等が、不正入金や不正引出しなど預金口座情報を悪用するなどして、警察業務の混乱を招くおそれがある」などと主張する。

しかしながら、この点に関しては、仙台高裁平成17年10月27日判決において、普通預金通帳の口座番号は条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号にはあたらないとの判断がなされており、相手方の主張は失当である。

(4) 条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号該当性について

イ 犯罪捜査協力者情報について、実施機関は、「捜査協力者や捜査員等の関係者に対する圧力や危害を加えるなどの攻撃や妨害工作が行われて、捜査協力者についても、このような攻撃等をおそれて警察に対する協力を渋るなどの委縮的效果が生じたり、あるいは、捜査協力者ないし捜査協力の事実を秘匿し、一般に公表しないという前提条件（約束）に基づく信頼関係が損なわれるなどして、警察における将来

の捜査活動に支障を生ずるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも捜査報償費は架空であり、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

ロ 捜査報償費は架空・虚偽なのだから、当然捜査報償費の支払い対象となっている捜査協力者は実在しない。したがって、当該情報を開示することによる捜査協力者への影響など一切ない。

ハ 「捜査協力者情報」自体が条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。例えば実施機関が挙げる「接触場所」については「青葉区の喫茶店」というように極めて抽象的な記載にとどまることが予想されるが、「青葉区」といってもかなりの広範囲である。また事件名についても、「窃盗」、「傷害」、「少年事件」等の抽象的な記載しかされていないはずである。それらの情報の開示それ自体で捜査協力者などの関係者を推測できるものでもない。また、将来の捜査に具体的にどのような効果を及ぼすのかも不明である。さらに「支払精算書確認欄に記載されている領収書の有無」、「領収書の受領金額及び受領年月日の捜査協力者ないし捜査協力の事実にかかる情報、支払精算書、領収書の有無、受領金額及び受領年月日の捜査協力者ないし捜査協力の事実にかかる情報」についても、将来の捜査や協力者などに影響を与えると言うが、これら個々の情報を開示したことにより具体的または抽象的にどのような過程を経て捜査・関係者らに影響を与えるのか、全く不明である。

ニ その他、実施機関が挙げる「金額情報」、「時期情報」、「事件等情報」、「捜査員情報」についても同様に、捜査報償費自体架空の出費であり、記載されている情報は虚偽の情報だから、開示しても何ら不都合はなく、また情報を個別に見ても、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

(5) 部分開示の考え方について

実施機関は、「捜査協力者情報、金額情報、時期情報、事件等情報及び捜査員情報の関係記載部分が、その犯罪捜査協力報償費にかかる捜査活動に関する独立した一体的な情報をなす」ので、「これらのいずれかが開示されることとなれば・・・捜査協力に影響を及ぼし、警察における捜査活動に支障が生ずる」などとする。

しかし、平成19年4月17日の最高裁において「独立した一体的情報論」は否定された。最高裁は、愛知県の食糧費支出に関する予算執行文書等については、「その記載が上記各文書中のいずれの箇所にあるのかを問わず」「すべてこれを公開すべきであり、また、同情報と、「公務員以外の者の懇談会出席に関する情報（不公開情報）とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報にあたと認められる部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報として公開すべきである

と判断したのである。

本判決は、最高裁がいわゆる「独立した一体的情報論」から決別したことを示す。すなわち、従前から、文書中の「独立した一体的情報論」の中に開示情報と不開示情報とが混在している場合に、その中から開示情報のみを取り出して部分開示すべきか、という点が議論されており、実施機関は「独立した一体的な情報」をさらに細分化して部分開示を命じられることはないと主張してきた。

しかるに、最高裁は、上記のとおり、「ア．題名，イ．出席公務員の氏名等，ウ．出席私人の氏名等」を一体的な情報として全体を不開示としたことを正面から否定し、一体的情報概念を用いずに、端的に不開示情報に当たるウ．を除き、残りは全部開示すべきとしたのである。

もはや、「独立した一体的情報論」に基づく部分開示の主張は、その法的根拠を失っており、実施機関の部分開示に関する主張は失当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、犯罪捜査過程での捜査協力、情報提供に対する捜査報償費の支出に伴い作成又は取得されたものであり、当該支出に係る財務会計帳票及びその支出の原因となる事実を記録する支出証拠書類で構成されている。

(1) 捜査報償費の性格

捜査報償費は、犯罪の捜査等に従事する警察職員の活動のための諸経費及び捜査協力者、情報提供者に対する謝礼や諸経費で、経費の性質上、特に緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の支出手続を経ては警察活動上支障を来すことから、概括的な金額の資金前渡による現金経理が認められている。

(2) 具体的な用途例

イ 捜査協力に対する経費

物の提供を受けたり、施設を借りた場合等の協力に対する謝礼

ロ 情報提供に対する経費

犯罪等に関する情報の提供を受けた場合の謝礼

ハ 聞き込み、張り込み、追尾等に際し必要とする経費

有料施設への入場料、電話の通信費等

ニ 捜査協力者等との接触に要する経費

捜査員が捜査協力者等から捜査協力や情報提供を受ける際に要した飲食費や捜査協力者等の交通費

(3) 支出・精算の流れ

捜査報償費の予算は、議会の議決により成立する。予算成立後、県財政当局から予算配当の通知を受ける警察本部長は、「教育委員会等への事務の委任及び補助執

行に関する規則」(昭和51年宮城県規則第60号)に基づき、知事の補助執行機関として歳出予算の配当権・執行権を有しているが、当該権限については、「宮城県警察の事務の専決及び代決に関する訓令」(平成15年3月31日付け宮城県警察本部訓令第7号)に基づいて、警察本部会計課長に専決事項として授権している。

捜査報償費の会計経理に関しては、捜査報償費を支出する警察本部の担当課(隊)長及び警察署長を取扱者として、これら所属の次席にある管理官、副署長、次長等の職員を取扱補助者及び資金前渡職員に指定している。

以下は、警察本部内の捜査報償費の支出・精算の流れである(以下、警察本部の担当課(隊)長を「取扱者」、管理官等の次席の職にある職員を「取扱補助者」又は「資金前渡職員」という。)

イ 月分の所要額の決定と現金保管

- (イ) 取扱者は、警察本部会計課長から配当された捜査報償費の予算に基づき、年間執行計画の概要を立てた上で、月分の所要(資金前渡)額を決定し、これを受けて、資金前渡職員は、会計担当職員(警察本部の担当課(隊)の庶務・管理担当課長補佐等)に資金前渡施行伺を作成させる。
- (ロ) 取扱者は、資金前渡施行伺を決裁した後、警察本部会計課に提出し、同会計課は、支出負担行為兼支出命令決議書を作成(出力)し、資金前渡施行伺とともに支出命令者(警察本部会計課長)の決裁を受ける。
- (ハ) 支出命令者は、出納執行者(県出納局会計課長)に対して資金前渡施行伺及び支出負担行為兼支出命令決議書を回付し、これを受けた出納執行者は、これら文書の支出命令内容の確認を行った上で、資金前渡職員の預金口座に月分の所要(資金前渡)額を振り込む。
- (ニ) 資金前渡職員は、預金口座に振り込まれた捜査報償費を現金化し、取扱者の確認及び現金出納簿への記帳の指示を受け、記帳後に現金を金庫に保管する。

ロ 個別の支出手続及び精算

- (イ) 捜査員は、捜査の過程において捜査協力者等に対する謝礼等を支払う必要が生じた場合は、直属の上司(課長補佐等)に申し出る。
- (ロ) 申出を受けた直属の上司は、捜査報償費の支払いの必要性を判断した上で、取扱補助者を経て、取扱者に対して捜査報償費の交付を申請する。
- (ハ) 取扱者は、捜査の内容や状況を勘案して支払いの必要性を認めた場合、支出決定を行い、取扱補助者に対して捜査費支出伺の作成を指示する。
- (ニ) 取扱者は、捜査費支出伺を決裁し、資金前渡職員に捜査報償費の支出を指示し、資金前渡職員は、保管する現金から所要額を捜査員に交付し、現金出納簿に記帳する。
- (ホ) 捜査員は、捜査協力者等に対して謝礼の支払いをする。現金の場合は、捜査協力者等の領収書の作成を要請し、作成した場合は受領する。
- (ヘ) 捜査員は、帰庁後に支払精算書を作成(領収書がある場合は添付)し、取扱補助者を経て取扱者に報告(提出)して決裁を受ける。その際、捜査協力者等から領収書の交付を受けなかった場合は、支払精算書にその理由を記載し、取

扱者からの確認印を受ける。取扱補助者は、捜査員からの報告（提出）に併せて、過不足に伴う返納額又は不足がある場合は、取扱者に伺いを立てる。

（ト）取扱者は、資金前渡職員に過不足の精算を指示し、資金前渡職員は、過不足がある場合は精算し、当該過不足分を現金出納簿に記帳する。

八 月の所要（資金前渡）額の精算

（イ）資金前渡職員は、毎月末日をもって現金出納簿を締め切り、取扱者の確認を求める。

（ロ）取扱者は、現金出納簿を確認した上で、資金前渡職員に対し、犯罪捜査報償費支払明細兼残高証明書を交付する。

（ハ）資金前渡職員は、精算通知票に証拠書類（犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書、資金前渡施行伺、現金出納簿、月分捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、捜査協力者等の領収書）を添付して、支払命令者に提出する。

（ニ）支出命令者は、資金前渡職員から提出された精算通知票及び証拠書類によって精算の確認を行い、精算通知票に犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書を添付して出納執行者に精算通知する。

（ホ）出納執行者は、通知を受けた精算通知票及び犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書を審査し、誤りがなければ支出命令者に回付する。

（ヘ）支出命令者は、回付を受けた精算通知票及び犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書とともに証拠書類を保管、管理する。

（４）支出証拠書類の取扱い

支出証拠書類は、月別捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書及び領収書で構成されているが、これら支出証拠書類には、特定の事件に関する情報や捜査協力者等が特定される情報、更には個々の捜査に伴い捜査協力者等に支出された個別の金額、交付の時期、捜査員の氏名等が相互に関連して記載されている。特に捜査協力者等から提出を受けた領収書は、当該捜査協力者等が本人の住所、氏名、受領金額及び受領年月日を自筆で直接記載していることから、その筆跡を含めた全体が捜査協力者等の個人に関する情報そのものとなる。

このことから、取扱者は、支出証拠書類を一体の綴りとして保管管理し、犯罪捜査の秘匿性を確保するとともに、秘密の情報源である捜査協力者等の絶対的な保護を図っている。

2 実施機関の判断の目的違反・動機の不正の不存在

（１）不正経理の主張に対する反論

審査請求人は、「領収書等は警察職員が電話帳等から無作為抽出するなどして第三者名義で作成された偽造文書であり、警察職員が作成名義人となっている支払精算書等については、真正に作成された文書であるが内容が虚偽の文書（いわゆる無形偽造の文書）である。」と独創的な用語を用いて区分し、そして、そのいずれについてもすべてが虚偽等である旨主張する。

しかし、そもそも、このように「第三者名義」の名称を用いて、行政文書を区分すること自体が有意でないばかりか、条例第2条第2項の行政文書の定義によれば、情報公開の対象となるのは、情報それ自体、すなわち、情報の内容ではなく、文書等に記録された情報であり、この「行政文書に記録された情報」が対象となっているのである。

したがって、条例所定の非開示条項は、その条文からも明白なとおり、この「行政文書に記録された情報」を単位としているものであるから、審査請求人の「無形偽造」等と区分しての主張は意味を有せず、失当と言わざるを得ない。

また、審査請求人は、北海道警察における不正経理に関する一連の問題や北海道警察の元警視長の証言、あるいは本県警察の元警察職員とされる者による内部告発が報道されたことを根拠として、本県警察においても捜査報償費が不正に支出されている旨を主張する。

しかし、これまでの監査等において、架空支出や不正支出等の不適正執行があったとの指摘がないことや、さらに、それを裏付ける具体的事実もないのであるから、北海道警察の元警視長の証言から直ちに本件警察においても捜査報償費が不適正に執行され、本来の用途以外の用途に費消されているなどと決めつけることはできない。

また、本県警察の元警視や元巡査部長とされる者の証言は、いずれも匿名のものであって、そもそも証言の存在自体が定かではなく、仮に証言が存在したとしても証言者が真に元本県警察職員であったのかを含めた人的属性等その信用性を評価するための事情が一切明らかではなく、内容は自らの直接体験に基づくものなのか、いつの時期のことなのか、叙述が正確に新聞記事に記載されているかどうかなどの審査を経ていないものであるから、事実認定の基礎とすることはできない。

以上のとおり、本件対象行政文書には、捜査協力者等や実際に捜査活動に伴って支出された金員の支払に関する情報が記録されているのであり、この点に関する実施機関としての判断に事実誤認はなく、判断の前提となる事実の基礎を欠いているとは言えない。

(2) 捜査報償費の支出に関する監査結果

仙台地方裁判所が平成17年6月21日に言い渡した判決（平成12年度捜査報償費の支出に関する住民訴訟第一審判決）において、判決理由の一部で捜査報償費の不適正執行が行われていたとの印象を与えるものになっていたことを受け、宮城県監査委員は「平成12年度の県警察本部の犯罪捜査報償費に係る随時監査」を実施した。

当該監査は、本件対象行政文書に係る所属を含む12所属が対象とされ、平成17年10月から平成18年3月まで、書面監査、関係人調査（前知事からの聴取）、捜査員等に対する聴取調査、現地調査等が行われた。

審査請求人は、当該監査で監査委員が行った捜査員等に対する聴取調査の内容に対し、当該捜査員等の説明には、矛盾があるとか、不合理である、あるいは納得できないなどと批判する。しかしこのような批判は、捜査報償費の支出手続を理解していないことに加え、例えば会計課長の説明と鉄道警察隊長や鑑識課捜査員らによ

る説明とを単に比較し、その言葉尻を捉えて独自の評価を述べるにほかならない。

監査委員が当該聴取調査等を踏まえて公表した監査結果報告書では、審査請求人のような曲解した疑問や疑念を示しておらず、また、「すべての支出行為について、勤務関係書類と突き合わせを行ったが、おおむね適正に処理されていることが確認された。」(書面調査)、「飲食店等の利用については、領収書の記載どおりであることを確認した。」(飲食店等調査)、「説明はおおむね納得できるものであったが、すべての捜査員が協力者等の住所・氏名を明らかにせず、また、一部の捜査員は執行の細部については記憶がないと述べるとか、捜査員間で状況説明に違いが見られるなど、必ずしもすべての説明が納得できるものではなかった。したがって、個々の執行が適正であると認めることはできなかったが、反面、不当であると判断すべき根拠も見当たらなかった。」(聴き取り調査)と総括している。

さらに、前述の仙台地裁平成17年6月21日判決で不適正執行が行われていたとの印象が与えられた鉄道警察隊及び鑑識課について監査委員は、「特に、当時の所属長及び捜査員等から詳細な聴き取りを行い、捜査活動の内容や謝礼金の支払い状況などの説明を受けた。この説明を受けた限りにおいては、個々の執行状況を理解することができ、支払いの実体が全くないと判断すべき疑問点は見当たらなかった。」と総括している。

以上のように、審査請求人の監査結果に対する主張は、いずれも独自の評価、あるいは批判を表明するものにほかならないのであり、このことをもって、捜査報償費が不適正に支出されているとはいえないのである。

3 本件非開示情報と条例の非開示条項該当性について

(1) 条例第8条第1項第2号該当性

支払精算書及び領収書には、捜査協力者等の住所、氏名等が記録されており、当該情報は特定の個人が識別される情報として条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イ又は口のいずれにも該当しないことから、これを非開示とした。また、領収書には、当該捜査協力者等の自筆により記載された受領金額及び受領年月日も、住所、氏名等と併せて記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、同号ただし書イ又は口のいずれにも該当しないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当するものとして非開示とした。

(2) 条例第8条第2項本文の規定による読み替え後の同条第1項第4号該当性

資金前渡施行伺には、公表されていない警察職員の氏名及び印影が記録されており、また、資金前渡施行伺、支出負担行為兼支出命令決議書及び資金前渡職員普通預金通帳には、資金前渡職員預金口座番号(お客様番号)が記録されているが、これらの情報が条例第8条第2項本文の規定による読み替え後の同条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

イ 警察職員の氏名及び印影

警察は、警察法(昭和29年法律第162号)第2条において、「個人の生命、身

体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」とされ、また、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条第2項において「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定されているとおり、第一次捜査権は警察が有し、犯罪捜査権は、主として警察官によって行使されることが予定されている。

すなわち、警察は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たるとともに、各種法令の権限を行使するため、被疑者を始め、暴力団員や過激派の構成員等と直接対峙し、強制力の行使や任意の活動を通じて、警察法に規定された責務の実現を図る立場にある。

したがって、警察は、強制力を行使される相手方である被疑者はもとより、反社会性を有する暴力団や過激派等の組織から必然的に強烈的な反発や反感を招く構造上の特性を有している。

こうした警察業務の特殊性に照らすと、警察職員の氏名等を公開することによって、警察組織を敵視し、警察活動の妨害を企てる人物や団体が、警察職員やその家族に危害を加え、又は懐柔工作を行うなどして同職員が萎縮動揺し、警察業務の停滞につながるおそれは否定できない。

また、現場において警察権限を行使する者は、警部補（同相当職）以下の職員である場合がほとんどであり、当該職員は、前述のとおり被疑者を始め、暴力団員や過激派の構成員等と直接対峙することが多く、それだけ反発や反感を招きやすいことから、様々な実力行使や抗議、牽制が当該職員に対して行われ、また、同職員の活動内容を把握することによって、警察の動きを把握することが可能となり、その結果、妨害工作を容易にし、又は警察の裏をかく行動に出るなどして、本来の警察活動が阻害されるおそれがある。

したがって、警部補（同相当職）以下の公表されていない警察職員の氏名等に関する情報は、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

□ 資金前渡職員普通預金通帳に係る口座番号（お客様番号）

前述のとおり、警察は、警察法上の責務の実現を図り、各種法令の権限を行使する立場にあるため、結果として相手方となる者の反発や反感を招きやすい構造上の特性を有している。

このような背景を前提として、さらに、口座情報から不正引出しや不正入金を行うことは技術的に可能であり、また、預金残高の調査等を売り物にしている調査会社、探偵社が数多く存在する実態からすれば、警察組織を敵視し、警察活動を妨害することを企てる人物や団体が、資金前渡に使用されている金融機関の口座情報を入手することによって、警察活動の混乱等を招く目的で不正入金や不正引出しなどの預金口座情報を悪用した犯罪が敢行するおそれがある。

したがって、当該情報は、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

(3) 条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号該当性

精算通知票(月1件支出の場合)、現金出納簿、犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書、月分捜査費総括表(月1件支出の場合)、捜査費支出伺、支払精算書及び領収書には、捜査協力に対する謝礼等の個別の事実に関する情報として、捜査協力者等に関する情報(捜査協力者情報)、捜査報償費の金額に関する情報(金額情報)、捜査報償費の支出時期に関する情報(時期情報)、個別の事件の内容に関する情報(事件等情報)及び捜査員に関する情報(捜査員情報)が確定的に、かつ、各行政文書相互に関連して記録されている。

これら各類型の情報は、個人識別情報が含まれる個別の犯罪捜査に関する一体的な情報であって、秘密の情報源である捜査協力者等が特定され、又は特定され得る情報が含まれている。すなわち、これら各類型の情報のいずれかでも公開すれば、特定の犯罪捜査に係る捜査の対象、目的、進捗状況等の内容が明らかになるばかりでなく、特定の捜査協力者等及び捜査員が識別又は識別され得る結果を招くことになるのである。

つまり、被疑者やその関係者、あるいは犯罪を企図する人物や団体(以下「被疑者等」という。)は断片的な情報であっても、その情報を基に、当該被疑者等有する情報や一般に入手可能な情報と照合し、あるいは分析することによって、特定の捜査活動を察知し、当該被疑者等自身に警察の手が及ばないように証拠隠滅や対抗措置をとり、あるいは捜査協力者等や特定の警察職員に対する圧力や危害を加えるなどの妨害工作を行うおそれがある。

特に領収書は、捜査協力者等の自筆により作成されたものであって、住所、氏名はもとより、わずかな筆跡であっても、これを照合することによって特定の個人を識別することは可能であり、捜査協力者等が被疑者等の周辺にいた場合には、各記入事項の筆跡から当該捜査協力者等が誰であるかを容易に捜し当てられる可能性は否定できない。このような事態となつては、捜査員と捜査協力者等との信頼関係が崩壊するばかりでなく、被疑者等から報復をおそれて捜査への協力に消極的になり、あるいは拒否するなどのおそれが生じることとなり、更には一般の県民が警察業務に協力することによって不利益を受けるのではないかといった疑念から警察に対する協力を拒み、又は消極的になる人々が増えるおそれがある。

以上のことから、これら各類型の情報は、その一部でも公開すれば、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものと認め、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

イ 捜査協力者情報

捜査協力者情報をひとたび公開してしまうと、特定の捜査協力者等が識別され、当該捜査協力者等の生命、身体等に危害が加えられるなど回復困難な事態に立ち至るおそれがあることは明白である。そして、協力の事実自体を秘匿しつつ警察

の捜査活動に協力している他の捜査協力者等との信頼関係が崩壊し、被疑者等の事件関係者からの報復をおそれて捜査への協力が消極的になり、あるいは拒否するなどして以後の捜査協力を得ることが不可能となるほか、一般の県民が警察業務に協力することによって不利益を受けるのではないかといった疑念を生じさせ、警察に対する協力を拒み、又は消極的になる人々が増えるおそれがある。そうなる場合は、治安維持を責務とする警察本来の目的を達成することができなくなり、公共安全と秩序の維持に支障が生ずることは明らかである。

ロ 金額情報

捜査報償費の支出に係る金額に関する情報は、予算の執行状況等を表すものではあるが、捜査活動を費用面から表すものとして、捜査活動と密接に関わる情報であり、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展等の各種捜査情報を反映しているといえるのである。

したがって、当該情報を公開することによって、捜査協力者等の生命、身体等に危害が及ぶおそれがあり、さらには、当該情報を新聞等の公刊情報のほか、被疑者等の事件関係者が保有する情報と照合・分析することにより、捜査状況等についてかなりの確度で推察されることとなり、被疑者等の事件関係者等が逃走や証拠隠滅を図るおそれがある。

ハ 時期情報

捜査報償費の支出の時期に関する情報は、捜査協力者等への情報提供謝礼の交付等のために同費を執行した前後の時期であり、当該情報を公開することにより、新聞等の公刊情報のほか、被疑者等の事件関係者が保有する情報と照合・分析することによって、捜査協力者等が推定、又は特定されるおそれがあり、個別具体的な事件の捜査状況が明らかとなり、その結果、捜査協力者等の生命、身体等に危害が及ぶおそれがあり、さらには、被疑者等の事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれがある。

ニ 事件等情報

事件等情報は、捜査報償費を支出した個別の犯罪捜査に係る具体的な事件の内容に関する情報であり、当該情報を公開することにより、その所属で取り扱われた特定の事件が明らかとなるばかりでなく、捜査協力者等及び当該事件を担当する捜査員が推定、又は特定されるおそれがある。その結果、捜査協力者等の生命、身体等に危害が及ぶおそれがあり、さらには、被疑者等の事件関係者が逃走や証拠隠滅等を図るおそれがある。

ホ 捜査員情報

捜査員の官職及び氏名及び印影に関する情報については、これを公開することにより、特定の捜査員が識別され、当該捜査員やその家族に対して、事件関係者等が懐柔工作や圧力を加えるなどの妨害工作を行うばかりでなく、当該捜査員等

の生命，身体等に危害が及ぶおそれがある。

4 部分開示の考え方について

(1) 条例第9条の部分開示の考え方

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により開示することができない情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。」と規定している。この規定は、一の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、非開示事由に該当する情報については開示しないこととし、それに該当しない情報を開示すべきと規定しているにすぎないものと解され、一の情報を更に細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されていない。

すなわち、大阪府知事交際費支出関係文書の情報公開訴訟に係る平成13年3月27日最高裁第三小法廷判決において、「非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にもはや非開示事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできない」との判断が示されている。

審査請求人は、「平成19年4月17日、最高裁によって注目すべき判断が示された。最高裁がいわゆる『独立した一体的情報論』から決別した」と反論する。

しかしながら、審査請求人が引用する最高裁平成19年4月17日第三小法廷判決は、「『独立した一体的情報論』から決別した」との判断を全く明示していない。しかも、同判決における藤田宙靖裁判官の補足意見は、「『一体的な情報』の範囲を、情報公開法制にみたような本来の趣旨・目的に照らし、最小限の有意な情報という意味に限定して取り扱う限り、本件で問題とされる出席公務員の氏名をすべて公開することと、平成13年第三小法廷判決との間に、少なくともその結論において、矛盾は生じないこととなる。」と述べ、平成13年第三小法廷判決を支持している。

また、平成19年12月14日最高裁決定が本件同様の部分開示の判断が争点となった仙台高裁平成17年12月7日判決（東北公安調査局調査活動費）の上告を棄却したことからも、「最高裁がいわゆる『独立した一体的情報論』から決別した」とする審査請求人の主張は失当である。

(2) 本件対象行政文書と部分開示

本件対象行政文書である精算通知票（月1件支出の場合）、現金出納簿、犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書、月分捜査費総括表（月1件支出の場合）、捜査費支出伺、支払精算書及び領収書には、個々の捜査報償費の支出に関する捜査協力者情報、金額情報、時期情報及び捜査員情報が相互に関連して記載されており、これらの記録情報は、個々の捜査報償費の支出についての独立した一体的な情報となっている。

したがって、捜査報償費の支出に関する本件対象行政文書については上記(1)で述べた部分開示の考え方にに基づき、当該情報を個々に細分化することなく一体的な情報を構成するものとして非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書について

実施機関は、本件行政文書に係る本件非開示情報が条例第8条第1項第2号、同条第2項本文又は同項ただし書に該当することを非開示の理由としていることから、本件行政文書に係る本件非開示情報が各非開示条項に該当するかどうかを検討する。

(1) 条例第8条第1項第2号、同条第2項本文又は同項ただし書該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定し、いわゆる個人識別型を採用している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている個人の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示にすることにして保護することとしたものである。また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並び

に地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、開示をしなければならないと規定している。

条例第8条第1項第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されている行政文書については、実施機関は行政文書の開示をしないことを規定している。

これは、県は公共安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生じると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書については、実施機関の第一次的判断権を尊重し、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

そして、条例第8条第2項は、第1項第4号に規定する公共安全と秩序の維持に支障が生じると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書が、地方自治法第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、「支障が生ずると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を「支障が生ずると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と読み替えることとし、原則として、実施機関の第一次的判断権の尊重は行わないものとした。(条例第8条第2項本文)

ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、当該行政文書に条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる以下の情報が記録されているときは、例外的に「実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報」として判断し、実施機関の第一次的判断権を尊重することとした。(条例第8条第2項ただし書)

- 第1号 その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報
- 第2号 刑事訴訟法の規定による犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行に関する情報
- 第3号 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したもの、第1号の取締りの対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され、又は識別され得る情報
- 第4号 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る方法、技術、特殊装備、態勢等に関する情報

(2) 本件非開示情報の審議方法について

審査請求人は、本件行政文書が真正であることが非開示事由の有無を論じる際の前提であり、本件行政文書に記録されている情報提供者等が実在せず、又は当該情報提供者等に対する捜査報償費の支出自体が実際にはなされていないなど、対象行

政文書が偽造されたものであれば、条例第8条第1項第2号及び同条第2項ただし書に該当することを理由とする非開示情報の非開示事由該当性は否定されるべきものである旨を主張している。

本件に関連して、宮城県監査委員は前述のとおり平成17年度において、「平成12年度の県警察本部の犯罪捜査報償費に係る随時監査」を実施した。当該監査においては、本件対象行政文書に係る所属を含めてその対象とされ、書面監査、関係人調査（前宮城県知事からの聴取）、捜査員等に対する聴取調査、現地調査等が行われた。その結果、聴き取り調査に関しては、「所属長、管理官等からは捜査報償費の必要性や全般的な執行状況等について、捜査員からは個別の支出状況等について、説明を受けた。説明は、おおむね納得できるものであったが、すべての捜査員が協力者等の住所・氏名を明らかにせず、また、一部の捜査員は執行の細部については記憶がないと述べるとか、捜査員間で状況説明に違いがみられるなど、必ずしもすべての説明が納得できるものではなかった。したがって、個々の執行が適正であると認めることはできなかったが、反面、不当であると判断すべき根拠も見当たらなかった。」と報告している。

さらに宮城県監査委員は、仙台地裁（平成12年度捜査報償費の支出に関する住民訴訟第一審判決、平成17年6月21日言渡し）が、支払いの実体がなかった疑いが強いと判示した鉄道警察隊及び鑑識課については、「当時の所属長及び捜査員等から詳細な聴き取りを行い、捜査活動の内容や謝礼金の支払い状況などの説明を受けた。この説明を受けた限りにおいては、個々の執行状況を理解することができ、支払いの実体が全くないと判断すべき疑問点は見当たらなかった。もっとも、協力者等への謝礼金が鉄道警察隊で一律5千円、鑑識課で一律1万円となっていることについて、両隊・課の所属長等は、情報に大きな差がなく、限られた予算の中で広く情報と協力を得るためであると答えたが、他課の所属長等は、謝礼金の金額は情報の内容や協力者等の職業・地位などを判断して決定していると説明していることと比較すると、十分には納得し難いものがある。」と言及しているものの、結論としては、「平成12年度の県警察本部の捜査報償費の執行について、特に、謝礼金については協力者等の住所・氏名が非開示とされたため、必ずしも適正であると確認することはできなかったが、違法、不当な行為があったと判断するに足りる事実を認めるには至らなかった。」と結んでいる。

審査会においても対象行政文書のインカメラ審理を行ったが、情報提供者等からの領収書がないものもあり、また領収書があった場合でも領収書に記載された情報提供者等に関する情報が十分でないことなどの点から、情報提供者等が実在し、本件行政文書どおりに捜査報償費が支出されていることについて確認することはできなかったものの、反面、本件行政文書が明らかに偽造されたものであると認められる記載は見受けられなかった。

したがって、審査会として本件行政文書が偽造でないことを確認するためには、対象行政文書に記載されている捜査報償費を渡した捜査員や、あるいは受け取った情報提供者等に接触し、個別に1件1件、その真実性を確認しなければならない。

しかしながら、前述のとおり、宮城県監査委員において捜査員等に対する聴き取

り調査を行ったものの、「不当であると判断すべき根拠も見当たらなかった。」と結論づけられていること、また、宮城県監査委員に対しては非開示とされた情報提供者等の住所・氏名に関して、審査会ではインカメラ審理したものの、実施機関から捜査員と情報提供者等との信頼関係に影響を及ぼすことのないよう、特別の配慮をするよう要請があり、審査会として一般市民である情報提供者等との面談等を行うことが適切であるとは言い難い。

これらのことから、審査会は、本件行政文書には事実が記録されていることを前提とし、実施機関が非開示とした情報が非開示条項に該当するかどうかについて検討することとする。

本件行政文書に記録されている非開示情報は以下のとおりであり、これらについて、実施機関が非開示理由として挙げている条例第8条第1項第2号、同条第2項本文又は同項ただし書に該当するかどうかについて、上記の考え方を基にそれぞれ検討する。

(3) 財務会計帳票に記録されている本件非開示情報について

A 警察職員の氏名等

イ 資金前渡施行伺における警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影

警察職員（事務吏員）の氏名及び印影について、警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められるが、こうした警察業務の性質に照らせば、警察職員の氏名又は印影を公開することによって、警察組織に怨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする人物、団体等が、当該警察職員の家族の私生活を侵害したり、当該職員に襲撃、工作等を行って、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められることから、警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影については、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

ロ 現金出納簿における摘要欄の捜査員の官職

捜査員の官職について、実施機関に確認したところ、平成12年度における本件行政文書を保有している鑑識課、鉄道警察隊及び生活保安課においては、平成12年4月1日時点で本件行政文書記載の官職の捜査員が複数在職し、一人しかいないなど特定の捜査員を識別できる状況になかったものと認められ、また、捜査員の官職を公開したとしても、どのような官職の職員が捜査報酬費を支出したかが明らかになるとどまり、犯罪捜査に支障が生じるなど公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、現金出納簿における摘要欄の捜査員の官職については、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、また条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項

第4号に該当せず、開示することが適当である。

八 現金出納簿における摘要欄の捜査員の氏名

捜査員の氏名は、条例第8条第2項ただし書第1号又は第2号に掲げる情報に該当するものと認められ、公開すると特定の捜査員が識別され、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

B 捜査報償費の金額（個別執行額）等

イ 精算通知票における積算内訳欄の a . 繰越額， b . 繰越額計， c . 支払額， d . 残額（ただし， c 及び d については，捜査報償費が当該月に1件だけ執行されている場合， a ， b 及び c については前月に1件だけ執行されている場合。），犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における e . 受入額， f . 支払額， g . 残額， h . 受入額月計， i . 支払額月計， j . 残額月計（ただし， i 及び j については，捜査報償費が当該月に1件だけ執行されている場合， e ， h 及び i については前月に1件だけ執行されている場合。），現金出納簿における k . 支払金額（追給金額及び返納金額を含む。）， l . 差引残額， m . 月末差引残額， n . 支払金額月分計， o . 受入額月計， p . 頁間繰越額（ただし， m 及び n については，捜査報償費が当該月に1件だけ執行されている場合， n 及び o については前月に1件だけ執行されている場合。）は，捜査報償費の個別執行額が明らかになる情報である。

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ，その性質上，情報提供謝礼又は捜査協力謝礼（以下「情報提供謝礼等」という。）と接触費の二種類に分けられることが確認できた。

ロ 情報提供謝礼等

情報提供謝礼等の個別執行額は，インカメラ審理により確認にしたところ，金額はほぼ定型化しており，また，現金出納簿の摘要欄に記載されている情報と照らし合わせても，当該情報と執行額に因果関係は認められなかった。

この点につき実施機関は，情報提供謝礼等の個別執行額は，捜査活動を費用面から表すものであり，事件ごとに一連のものとしてとらえれば，事件ごとの捜査体制，捜査方針，捜査手法，捜査の進展等の各種捜査情報を反映していると説明しているが，個別執行額を公開しても具体的事件は明らかにならず，事件ごとの捜査体制等も明らかになるものではないと認められるので，実施機関の主張は採用できない。

また，実施機関は，情報提供謝礼等の個別執行額が公開されると，情報提供者等が自己の情報提供等に対する金額と照らし合わせ，謝礼の多寡が知られることにより捜査員との関係に悪影響を及ぼすおそれがあるとしているが，

情報提供謝礼等の金額はほぼ定型化していて、大きな差異はなく、また、情報提供等の内容が明らかにされていなければ、個別執行額が明らかにされたとしても、情報提供者等が単純に金額を比較して捜査員との関係に悪影響を及ぼすおそれがあるとは認められず、この点についても実施機関の主張は採用できない。

したがって、情報提供謝礼等の個別執行額は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められるが、開示しても個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者が識別されるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、情報提供謝礼等に係る個別執行額は、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

八 接触費

接触費の個別執行額は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、公開しても、個別的具体的な事件や特定の情報提供者等の氏名、情報提供者等との接触に用いられた場所が明らかになり今後の捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

C 月日

本件行政文書のうち、a．犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払月日、b．現金出納簿における支払日、c．現金出納簿における摘要欄の追給月日又は返納月日が非開示にされている。

これらの月と日は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

このうち、月については、公開しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ただし、日にちについては、他の情報との組み合わせにより、個別的具体的な事件が明らかになり、又は特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

D 資金前渡職員の口座番号

本件行政文書のうち、資金前渡施行伺、支出負担行為兼支出命令決議書及び資金前渡職員普通預金通帳について、県警察本部各所属の資金前渡職員の普通預金通帳の口座番号（お客様番号を含む。）が非開示にされている。

この点に関し、平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の犯罪捜査協力報償費支出関係文書に係る文書開示拒否処分取消請求事件について平成17年10月27日に言渡しのあった仙台高等裁判所判決において、「資金前渡職員の普通預金通帳の口座は、宮城県警の各部署において報償費等の支払の必要が生じた都度所定の手続を経て会計課に請求した金員が会計課から振り込まれるための口座であって、各部署の資金前渡職員は、会計課からの入金があり次第振込金の全額を引き出していることが認められる。そうすると、そもそも印鑑や通帳を用いずに預金を引き出すことが可能であることについては疑問があるが、その点はしばらく措いて、仮に他人の口座番号を知った者が何らかの方法によりその預金口座から預金を不正に引き出すことが可能であったとしても、上記のような資金前渡職員の口座から預金を不正に引き出すことは、入金日を知らない限りほとんど不可能というべきであって、当該預金口座から不正に引き出されるおそれはないものというべきである。また、普通預金口座の口座番号を知れば、第三者がここに金員を振り込むことが可能となるが、当該預金口座の入出金額等は各部署がした請求の資料と一致しているはずであるから、第三者から余分の振込があったとしても、そのことによって捜査活動等の警察業務が妨害されることは考えられない。」と説示し、既に当該判決が確定している。そして、この判断は審査会においても十分に是認し得るものと認められることから、同様の理由により本件行政文書に記録された警察本部各課等の資金前渡職員の普通預金通帳の口座番号については、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

E 現金出納簿の摘要欄の情報（追給月日及び返納月日を除く。）

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、現金出納簿の摘要欄の情報は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）に定める宮城県警察各課の所掌事務に掲げる犯罪類型又は当該所掌事務から容易に推定できる犯罪類型に係る情報提供に対する謝礼のためといった、定型的又は典型的な表現で記録されていることが認められた。このような表現で記録された支出事由は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

(4) 支出証拠書類に記録されている本件非開示情報について

A 捜査員の勤務係名、氏名等

イ 支払精算書における捜査員の勤務係名（平成13年2月分，3月分のみ。）

宮城県警察本部の組織については，県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年宮城県条例第31号）第10条の規定を受けた宮城県警察組織規則第3条において規定されている。しかし，当該規則では県警察本部の部課等までしか規定されておらず，係名までは規定されていない。実施機関に確認したところ，平成12年4月1日時点において，鑑識課，鉄道警察隊及び生活保安課の各係では，捜査員が複数在職し，捜査員が一人しかいないなど特定の捜査員を識別できる状況になかったものと認められ，条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，また，捜査員の勤務係名を公開したとしても，どのような係の職員が捜査報償費を支出したかが明らかになるにとどまり，犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，捜査員の勤務係名については条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

ロ 捜査費支出伺，支払精算書及び領収書（奥書証明書及び支払報告書を含む。）における捜査員の官職

捜査員の官職は，（3）- A - ロ（18頁参照）で検討したとおり，条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

ハ 捜査費支出伺，支払精算書，奥書証明書及び支払報告書における捜査員の氏名，印影及び領収書のあて先

捜査員の氏名は，（3）- A - ハ（19頁参照）で検討したとおり，条例第8条第2項ただし書第1号又は第2号に掲げる情報に該当するものと認められ，条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し，非開示とすることが適当である。また，捜査員の印影も同様の理由から非開示とすることが適当である。

ただし，捜査報償費を受領した者が作成する領収書のあて先は，特定の捜査員が識別され得ない表現で記録されており，条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，公開しても特定の捜査員が識別され又は個別的具体的な事件が明らかになり犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

ニ 捜査費支出伺における捜査員の人数（平成13年2月分，3月分を除く。）

捜査費支出伺における「（捜査員氏名）他 名渡」という捜査員の人数は，公開しても担当捜査員のうち捜査報償費を支出した捜査員の人数が明らかに

なるだけで捜査体制が明らかになるわけではないから、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。また、捜査報償費を支出した捜査員の人数は、公開しても特定の捜査員が識別され又は個別的具体的な事件が明らかになるとか、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、捜査員の人数については条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

B 捜査報償費の金額（個別執行額）等

イ a. 月分捜査費総括表における前月より繰越額、本月支払額及び残額（ただし、本月支払額及び残額については、捜査報償費が当該月に1件だけ執行されている場合、前月より繰越額及び本月支払額については、捜査報償費が前月に1件だけ執行されている場合。） b. 支払精算書における支払額内訳欄の個別執行額、c. 領収書における金額、d. 支払報告書における支払金額、aからdについては、捜査報償費の個別執行額が明らかになる情報である。

この点について、既に(3) - B - ロ（19頁参照）で検討したとおり、情報提供謝礼等に係る個別執行額は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められるが、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。また、(3) - B - ハ（20頁参照）で検討したとおり、接触費の個別執行額は、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ロ a. 支払精算書における「返納額について返納」又は「不足額について支出」の別、b. 「返納額の返納」又は「不足額の領収」の別（ただし、平成13年2月及び3月の様式では「返納額の返納を受領」又は「不足額を受領」の別にそれぞれ変更。以下同じ。）

a及びbについては、前記イで検討したとおり、捜査報償費の個別執行額のうち情報提供謝礼等に係るものは条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

また、同様に捜査報償費の個別執行額のうち接触費に係るものは、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、支払精算書における「返納額について返納」又は「不足額について支出」の別、「返納額の返納」又は「不足額の領収」の別については開示することが適当である。

ハ 支払精算書における既受領額（ただし、平成13年2月及び3月の様式では交付額に変更。以下同じ。）、支払額及び差引過（ ）不足額

支払精算書における既受領額は、特定の捜査費支出何に基づき捜査員が概

算で受領していた捜査報償費の金額であり、支払額は、その既受領額のうち個別に執行した金額の合計であり、差引過（ ）不足額は、既受領額から支払額を差し引いた過不足額である。すなわち、これらの情報は前記イで非開示情報に該当しないと判断した捜査報償費の個別執行額から明らかになる情報であり、情報提供謝礼等に係るものについては、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

また、同様に接触費に係る個別執行額については、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、支払精算書における既受領額、支払額及び差引過（ ）不足額については開示することが適当である。

二 捜査費支出何における概算払の総額（ただし、平成13年2月及び3月の様式では支出額に変更。以下同じ。）及び内訳欄の金額

捜査費支出何における概算払の総額は、特定の捜査費支出何に基づき捜査員（A - 二（22頁参照）で検討したとおり複数の場合もある。）が受領する捜査報償費の総額であり、内訳欄の金額は、各捜査員が支出事由別に受領する概算額である。すなわち、これらの情報は前記イと同様に、情報提供謝礼等に係るものについては、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

また、同様に接触費に係る個別執行額については、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、捜査費支出何における概算払の総額及び内訳欄の金額については開示することが適当である。

C 年月日

イ 年月日すべての場合

本件行政文書のうち、a．支払精算書における精算書作成年月日、b．支払精算書における概算金額受領年月日（ただし、平成13年2月及び3月の様式では交付年月日に変更。）、c．支払精算書における支払額内訳欄の支払年月日、d．支払精算書における返納年月日又は領収年月日（ただし、平成13年2月及び3月の様式では、返納額の返納年月日又は不足額受領年月日に変更。）、e．領収書における領収年月日、f．領収書の奥書証明年月日、g．奥書証明の課署長の確認年月日、h．支払報告書における報告書作成年月日、i．支払報告書における支払年月日が非開示にされている。

本件開示請求において本件行政文書の所属年度が明記されており、それを踏まえて実施機関が本件行政文書を特定していることからすれば、本件行政文書を特定した段階でその所属年度が平成12年度であることは明らかである。したがって、本件行政文書は、一部の精算行為を除き、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの年月日が記録されていることは容易に推測できる。

これらの年と月と日は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号まで

に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

このうち、年と月は、公開しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ただし、日にちについては、(3) - C (20頁参照) で検討したとおり、他の情報との組み合わせにより、個別的具体的な事件が明らかになり、又は特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

ロ 日にちのみの場合

本件行政文書のうち、a. 捜査費支出伺における支出伺日、b. 捜査費支出伺における領収書欄の領収日（ただし、平成13年2月及び3月の様式では内訳の交付日に変更。）が非開示にされている。

この点について、前記イで検討したとおり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

D 捜査費支出伺における支出事由及び支払精算書における支払事由

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、捜査費支出伺における支出事由及び支払精算書における支払事由欄の情報は、宮城県警察組織規則に定める宮城県警察各課の所掌事務に掲げる犯罪類型又は当該所掌事務から容易に推定できる犯罪類型に係る情報提供に対する謝礼のためといった定型的又は類型的な表現で記録されていることが認められた。このような表現で記録された支出事由は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

E 支払精算書における債主名（平成13年2月分、3月分を除く。）

債主名は、捜査報償費を直接支払った相手方に関する情報であるが、情報提供謝礼等や接触費に係る債主名は条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、特定の情報提供者等が識別され又は情報提供の場所等が明らかになり犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるも

のと認められることから，条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当し，また，特定の個人の氏名が記録されている場合の債主名は，特定の個人が識別され得る情報であって，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから，条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当しない。

したがって，支払精算書における債主名については，情報提供謝礼等や接触費に係るもので支払の相手方が識別され得るときは非開示とすることが適当である。

F 支払精算書における備考欄に記録されている情報（平成13年 2 月分，3 月分を除く。）

支払精算書における備考欄には，捜査員が捜査報償費を渡した相手方から領収書を徴することができなかった理由及び捜査報償費の交付場所に関する情報が記録されている。

まず，捜査員が捜査報償費を渡した相手方から領収書を徴することができなかった理由について，実施機関は，捜査報償費の執行に当たっては，情報提供者等から領収書を徴することが原則であり，捜査員は情報提供者等に対して領収書の提出を要求はするが，情報提供者等の中には氏名が公になることによる報復や嫌がらせなどの後難を恐れ，領収書の提出に難色を示す者がおり，そのような者に対しては，警察としては協力者保護の観点からその意思に反することはできず，やむを得ず領収書を徴することができないことがあると説明している。

そこで，まず，領収書を徴することができたか否かの情報が非開示情報に当たるかどうかについて検討すると，この情報を開示しても，特定の情報提供者等が識別され得るおそれはないものと認められる。それゆえ，領収書を徴することができたか否かの情報は，条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号から第 4 号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，これらを開示しても，犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当しない。

さらに，備考欄に記録されている領収書を徴することができなかった理由の具体的な内容について検討する。

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ，一般的抽象的な表現で記録されており，特定の情報提供者等が識別され得るおそれはないものと認められた。したがって，領収書を徴することができなかった理由は，条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号から第 4 号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，これらを開示しても，犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当せず，開示することが適当である。

次に、捜査報償費の交付場所に関する情報について、支払精算書の備考欄には、捜査員が捜査報償費を渡した相手方から領収書を徴することができなかった理由とともに、捜査員が情報提供者等に捜査報償費を渡した場所や飲食店等の名称が具体的に記録されている。これらの情報について、開示すると、特定の情報提供者等が識別され得るおそれがあるものと認められる。したがって、捜査報償費の交付場所に関する情報は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、犯罪捜査に支障が生じるなどの公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

G 支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影（平成13年2月分、3月分を除く。）

実施機関の説明によると、捜査報償費を受領した情報提供者等から領収書を徴することができなかった理由が備考欄に記載されている場合、支払精算書における確認書欄の課・署長欄に課等の長が確認印を押印することになっており、この印影の有無により、領収書を徴することができたか否かの情報が明らかになる。この点については、前記Fで検討したとおり、領収書を徴することができたか否かの情報は条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

次に、領収書を徴することができなかった理由が備考欄に記載され、課・署長の印影が記録されている場合に、当該印影が非開示情報に当たるかどうかであるが、当該欄に押印する職員は、捜査員ではなく、かつ警部相当職以上の者であると認められる。したがって、その私印の印影は、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。また、本件開示請求の時点において、宮城県職員録又は新聞の異動記事により氏名が公表されている警部相当職以上の警察職員の氏名については既に公表されたものと見ることができ、これらを公開することにより公共安全と秩序の維持に新たな支障が生じるおそれがあるとは認められず、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影については、開示することが適当である。

H 領収書における捜査報償費の使途、発行者（情報提供者等、飲食店等）の氏名又は名称・印影・住所・電話番号等及び支払報告書における情報提供者

イ 捜査報償費の使途

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、捜査報償費の使途については、慣行として一般的に用いられる抽象的な表現で記録されており、この情報は条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる

情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ロ 領収書発行者（情報提供者等、飲食店等）の氏名又は名称・印影・住所・電話番号等及び支払報告書における情報提供者

情報提供者等の氏名又は接触の場所である飲食店等の名称、印影、住所、電話番号等は、条例第8条第2項ただし書第1号、第2号又は第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、具体的個別的な事件や特定の捜査員、情報提供者等、情報提供の場所等が識別され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

また、情報提供者等が個人である場合、その氏名は特定の個人が識別されるものであり、公表予定情報や公務員の職務遂行情報に該当せず、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又はロに該当しない。

したがって、領収書発行者（情報提供者等、飲食店等）の名称、印影、住所、電話番号等及び支払報告書における情報提供者については非開示とすることが適当である。

I 奥書証明書（ただし、平成13年2月及び3月は支払報告書として様式化されている。）における支出事由、課・署長の確認押印欄の印影、（中間）取扱者確認印欄の印影、支払場所及び拒否理由

イ 奥書証明書における支出事由

情報提供謝礼等以外の支出に係る領収書における奥書証明の支出事由については、特定の情報提供者等が識別される情報が記録されていないと認められる。この情報は条例第8条第2項ただし書の第1号から第4号までに掲げる情報に該当するものと認められず、公開しても捜査員の氏名が特定され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ロ 奥書証明書における課・署長の確認押印欄の印影及び支払報告書における（中間）取扱者確認印欄の印影

課・署長の確認押印欄の印影及び（中間）取扱者確認印欄の印影については、実施機関の説明によれば、取扱者は、警察本部の課長相当職又は警察署の署長であり、当該欄に押印する職員は、捜査員ではなく、かつ警部相当職以上の者であると認められる。したがって、その私印の印影は、条例第8条第2項ただ

し書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。また、本件開示請求の時点において、宮城県職員録又は新聞の異動記事により氏名が公表されている警部相当職以上の警察職員の氏名については既に公表されたものと見ることができ、これらを公開することにより公共の安全と秩序の維持に新たな支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

八 支払報告書における支払場所

支払場所については、前記Fで検討したとおり、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

二 支払報告書における拒否理由

支払報告書における拒否理由欄には、捜査員が捜査報償費を渡した相手方から領収書を徴することができなかつた理由が記録されている。

まず、領収書を徴することができたか否かの情報が非開示情報に当たるかどうかについては、前記Fで検討したとおり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

次に、拒否理由欄に記録されている領収書を徴することができなかつた理由の具体的な内容について検討する。

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、一般的抽象的な表現で記録されているものに関しては特定の情報提供者等が識別され得るおそれがないと認められたが、一部の拒否理由欄には個人名が記載されており、そういったものは特定の情報提供者等が識別され得るおそれのあるものと認められた。

したがって、拒否理由のうち、個人名については条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、特定の個人が識別され得る情報であって、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又はロに該当せず、非開示とすることが適当である。

ただし、拒否理由のうち個人名以外の情報については、条例第8条第2項ただし書第1号から第4号までに掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

3 その他の主張について

実施機関は、部分開示に関して、条例第9条は、「一の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、非開示事由に該当する情報については非開示とし、それに該当しない情報を開示すべきと規定しているにすぎない」とし、さらに、最高裁判所第三小法廷平成13年3月27日判決（平成8年（行ツ）210号，211号。以下「平成13年最高裁判決」という。）で示された論理を引用するなどして、「一の情報を更に細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されない」旨主張している。

この点に関し検討するに、条例第9条では、行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示義務を定め、さらに、条例第8条の規定による非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨定めている。また、平成13年最高裁判決の判断は、非開示決定の取消訴訟において独立して一体的な情報を更に細分化し、当該非開示決定の一部を取り消すことはできないと判示したにすぎないのであって、むしろ条例の実施機関において部分開示を行うことを認めている。

そして、これまで本県においては、県民に対する説明責任を果たし県政の透明性を確保する観点から、条例における部分開示の規定に基づいて、非開示情報が記録されている部分を区分して開示が可能な情報に関しては、できる限り開示することが実施機関においても、また審査会においても行われてきた。

そこで、実施機関の主張は平成13年最高裁判決が示した「独立した一体的な情報」の観念を拡大して運用することとなりかねず、条例が部分開示を定めた趣旨を大きく損なうこととなり、ひいては、本県においてこれまで積み重ねられてきた情報公開の在り方を大きく後退させることにならざるを得ず、審査会としてはそのような運用を是認することはできない。

したがって、本件行政文書については、条例の趣旨を十分に踏まえ、審査会が判断した前記各情報ごとにより条例第8条の該当性を判断し、条例第9条の規定に基づいて部分開示の判断をすることが適当である。

4 附帯意見

平成11年度の宮城県警察本部の刑事部、交通部、警務部の報償費の支出に係る行政文書の部分開示決定に関する情報公開訴訟（平成17年（行ウ）第18号）仙台地裁平成20年3月31日判決において、「平成11年度の本件捜査報償費の支出は、そのほとんど全部が実体のない架空支出であったと認めるのが相当である。」とされ、非開示部分のうち作成者が個人名である場合の領収書以外については、すべて開示すべきとの判断がなされた。

当該部分開示決定に係る審査請求に対し、審査会では既に平成16年9月30日付けで答申したところであるが、公安委員会はその裁決において、「会計監査結果の報告を受けたほか、処分庁職員に対し必要な説明を求めるなどの調査を行い、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていたことの心証を得た」と明言した

ものの、前述のとおり訴訟においては相反する判断がなされたところである。

このことから、本件の諮問実施機関である公安委員会は、実施機関の上級行政庁であり、警察本部を管理する権限と責任に基づき、捜査上の秘密に属する事項についても十分に精査し得る立場にあるのであるから、公安委員会は、県民の知る権利に応じて、公金支出についての説明責任を果たすよう、本件行政文書に記録されているとおりに捜査報償費が支出されていたことについて、考えられ得るあらゆる手段・方法を尽くして調査及び審理をし、裁決を行うことを望むものである。

5 結 論

以上の審議により、実施機関が非開示と判断した情報について、審査会が行った判断は別紙 1 のとおりである。

第 6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

凡例 : 条例第 8 条第 1 項第 2 号
 本 : 条例第 8 条第 2 項本文
 但 : 条例第 8 条第 2 項ただし書
 []内 : 平成13年 2 月以降の表示

区分	本件非開示情報	審査会の判断	非開示理由の該当条項	
			本	但
財務 会計 帳票	資金前渡施行伺における警部補相当職以下の警察職員の氏名, 印影	非開示		
	現金出納簿における摘要欄の捜査員の官職	開示		
	現金出納簿における摘要欄の捜査員の氏名	非開示		
	精算通知書における精算内訳欄の繰越額, 繰越額計, 支払額, 残額	開示		
	犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における受入額, 支払額, 残額, 受入額月計, 支払額月計, 残額月計			
	現金出納簿における支払金額(追給金額及び返納金額を含む。), 差引残額, 月末差引残額, 支払金額月分計, 受入額月計, 頁間繰越額			
	犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払月	開示		
	現金出納簿における摘要欄の追給月又は返納月	非開示		
	上記の日にち			
	現金出納簿における支払日	非開示		
資金前渡施行伺, 支出負担行為兼支出命令決議書及び資金前渡職員普通預金通帳における資金前渡職員の口座番号(お客様番号を含む。)	開示			
現金出納簿における摘要欄の情報(追給月日及び返納月日を除く。)	開示			
支出 証 拠 書類	支払精算書における捜査員の勤務係名	開示		
	捜査費支出伺, 支払精算書及び領収書(奥書証明書及び支払報告書を含む。)における捜査員の官職	開示		
	捜査費支出伺, 支払精算書, 奥書証明書及び支払報告書における捜査員の氏名, 印影	非開示		
	領収書のあて先	開示		
	捜査費支出伺における捜査員の人数(「(捜査員氏名)他名渡」)	開示		
	月分捜査費総括表における前月より繰越額, 本月支払額, 残額 支払精算書における支払額内訳欄の個別執行額 領収書における金額 支払報告書における支払金額	開示		

区分	本件非開示情報	審査会の判断	非開示理由の該当条項	
				本 但
支出 証 拠 書 類	支払精算書における「返納額について返納」又は「不足額について支出」の別、「返納額の返納」又は「不足額の領収」[「返納額の返納を受領」又は「不足額を受領」]の別	開 示		
	支払精算書における既受領額[交付額]，支払額，差引過()不足額	開 示		
	捜査費支出伺における概算払の総額[支出額]，内訳欄の金額	開 示		
	支払精算書における精算書作成年月，概算金額受領[交付]年月，支払額内訳欄の支払年月，返納年月又は領収年月[返納額の返納年月又は不足額受領年月] 領収書における領収年月 領収書の奥書証明年月 奥書証明の課署長の確認年月 支払報告書における報告書作成年月，支払年月	開 示		
	上記の日にち	非開示		
	捜査費支出伺における支出伺日，領収書欄の領収日[内訳の交付日]	非開示		
	捜査費支出伺における支出事由 支払精算書における支払事由	開 示		
	支払精算書における債主名	非開示		
	支払精算書における備考欄に記録されている領収書を徴することができなかった理由	開 示		
	支払精算書における備考欄に記録されている捜査報償費の交付場所に関する情報	非開示		
	支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影	開 示		
	領収書における捜査報償費の用途の欄	開 示		
	領収書発行者（情報提供者等）の氏名，印影，住所，電話番号等 支払報告書の情報提供者	非開示		
	領収書発行者（飲食店等）の名称，印影，住所，電話番号等	非開示		
	奥書証明における支出事由	開 示		
	奥書証明における課・署長の確認押印欄の印影 支払報告書における（中間）取扱者確認印欄の印影	開 示		
	支払報告書における支払場所	非開示		
	支払報告書における拒否理由欄に記録されている理由（個人名以外）	開 示		
	支払報告書における拒否理由欄に記録されている理由（個人名）	非開示		

別紙2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19 . 5 . 9	諮問を受けた。(諮問第181号)
19 . 6 . 15	審査請求人から意見書を受理した。
19 . 9 . 11 (第252回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 9 . 25 (第253回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 10 . 22 (第254回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 11 . 6 (第255回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 11 . 27 (第256回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 12 . 21 (第257回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 1 . 22 (第258回審議会)	審査請求人から意見等を聴取した。
20 . 2 . 12 (第259回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 3 . 4 (第260回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 3 . 25 (第261回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 4 . 18 (第262回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 5 . 12 (第263回審議会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
20 . 6 . 9 (第264回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 7 . 10 (第265回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 7 . 28 (第266回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 8 . 29 (第267回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 9 . 4 (第268回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 9 . 16 (第269回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 9 . 22 (第270回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 9 . 25 (第271回審議会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
石 井 彦 壽	学識経験者	
大 葉 由 佳	情報公開制度を理解する者	
木 下 淑 恵	学識経験者	会長職務代理者
武 田 貴 志	法律家	会長
馬 場 亨	法律家	

（平成20年9月29日現在）